

G 2 0 岡山保健大臣会合等開催準備本部設置規程

平成 3 0 年 6 月 2 2 日
厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第 1 条 2 0 1 9 年に大阪で開催する G 2 0 サミット及びそれに伴う G 2 0 岡山保健大臣会合 (以下「大臣会合等」という。) の開催に向けた準備を省内横断的に調整する体制を確保するため、厚生労働省に G 2 0 岡山保健大臣会合等開催準備本部 (以下「本部」という。) を設置する。

(組織)

第 2 条 本部は、本部長、本部長代行、本部長代理及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、事務次官をもって充てる。

3 本部長代行は、医務技監をもって充てる。

4 本部長代理は、大臣官房総括審議官 (国際保健担当) をもって充てる。

5 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 医政局長

(2) 健康局長

(3) 医薬・生活衛生局長

(4) 子ども家庭局長

(5) 老健局長

(6) 保険局長

(7) 政策統括官 (総合政策担当)

(8) 社会・援護局障害保健福祉部長

(9) 大臣官房総括審議官 (国会担当)

(10) 大臣官房生活衛生・食品安全審議官

(11) 大臣官房審議官 (危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当)

6 本部長は、必要に応じ、本部に本部員以外の者の参加を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第 3 条 本部長は、大臣会合等の議題、結論文書等を検討させるため、本部の

下に G 2 0 岡山保健大臣会合等開催準備プロジェクトチームを設置することができる。

- 2 G 2 0 岡山保健大臣会合等開催準備プロジェクトチームの構成員は、関係部局等の職員であって、本部長が指名するものをもって充てる。

（事務局）

第 4 条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 事務局長は、大臣官房国際課長をもって充てる。
- 4 事務局の庶務は、関係部局等の協力を得て、大臣官房国際課において処理する。

（補則）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 3 0 年 6 月 2 2 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 3 1 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失う。

G 2 0 愛媛・松山労働雇用大臣会合等開催準備本部設置規程

平成30年6月22日
厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第1条 2019年に大阪で開催するG20サミット及びそれに伴うG20愛媛・松山労働雇用大臣会合(以下「大臣会合等」)の開催に向けた準備を省内横断的に調整する体制を確保するため、厚生労働省にG20愛媛・松山労働雇用大臣会合等開催準備本部(以下「本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部長、本部長代行、本部長代理及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、事務次官をもって充てる。

3 本部長代行は、厚生労働審議官をもって充てる。

4 本部長代理は、総合政策・政策評価審議官をもって充てる。

5 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 労働基準局長

(2) 職業安定局長

(3) 雇用環境・均等局長

(4) 人材開発統括官

(5) 政策統括官(総合政策担当)

(6) 大臣官房総括審議官(国会担当)

6 本部長は、必要に応じ、本部に本部員以外の者の参加を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第3条 本部長は、大臣会合等の議題、結論文書等を検討させるため、本部の下にG20愛媛・松山労働雇用大臣会合等開催準備プロジェクトチームを設置することができる。

2 G20愛媛・松山労働雇用大臣会合等開催準備プロジェクトチームの構成員は、関係部局等の職員であって、本部長が指名するものをもって充てる。

(事務局)

第4条 本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 事務局長は、大臣官房国際課長をもって充てる。

4 事務局の庶務は、関係部局等の協力を得て、大臣官房国際課において処理する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年6月22日から施行する。

2 この規程は、平成31年12月31日限り、その効力を失う。

G 2 0 厚生労働関係閣僚会合等開催準備室設置規程

平成 3 0 年 6 月 2 2 日
厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第 1 条 2 0 1 9 年に大阪で開催する G 2 0 サミット並びにそれに伴う G 2 0 岡山保健大臣会合及び G 2 0 愛媛・松山労働雇用大臣会合の開催に向けた準備を円滑に進めるため、大臣官房国際課に G 2 0 厚生労働関係閣僚会合等開催準備室（以下「準備室」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 準備室は、室長及び室員をもって構成する。

2 室長は、大臣官房国際課国際企画・戦略官をもって充てる。

3 室員は、大臣官房国際課の職員（関係部局等の職員であって、大臣官房国際課に併任されるものを含む。）であって、大臣官房国際課長が指名するものをもって充てる。

(所掌事務)

第 3 条 準備室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 2 0 1 9 年に大阪で開催する G 2 0 サミットの開催に向けた保健分野及び労働雇用分野における準備に関すること。
- (2) G 2 0 岡山保健大臣会合及び G 2 0 愛媛・松山労働雇用大臣会合の開催に向けた準備に関すること。

(補則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、準備室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 3 0 年 6 月 2 2 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 3 1 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失う。